

# 横浜市立茅ヶ崎中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年2月改定

令和3年9月改定

令和5年2月改定

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第8条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。

学校全体でいじめの防止及び発見に取り組み、生徒一人ひとりが安心して豊かな学校生活送ることができるように支援・指導するとともに、在籍する生徒等がいじめをうけていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、茅ヶ崎中学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ◆ いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、『生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

### ◆ いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深厚な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

◆ いじめ防止対策推進法の公布をうけ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合かつ効果的に対応することを目的とする。

◆ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

◆ 生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する態度の素地を養う。

◆ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

◆ 日常生活から全職員がいじめの未然防止を図る。また早期発見できるよう高くアンテナを張る。またいじめが確認された際は、被害生徒の人権を保護することを最優先とし、迅速かつ適切に対処する。また加害生徒に対しても迅速かつ適切な指導、措置を行う。

- ◆ いじめに関する正しい理解、職員間の共通認識、対応等全職員で共有する。

## **2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置**

### ◆ 委員会の構成委員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、特別支援コーディネーター、個別支援級主任、学年生徒指導部、養護教諭とする。委員長を校長とする。

### ◆ 委員会の運営

- ・毎月1回以上、学校いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめの疑いがあると思われる段階で、臨時委員会を開催する。
- ・校長が学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。

### ◆ 委員会の活動内容

#### <未然防止>

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知。

#### <早期発見・事案対処>

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

#### <取組の検証>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し

## **3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処**

### ◆ いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、生徒の主体的な取組への支援、授業づくり、集団づくりの具体的な取組、人権教育、道徳教育の推進に努める。

### ◆ いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いをもっていじめを積極的に認知するために、いじめの定義理解を含む教職員への研修、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）、定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施、定期的な教育相談の実施、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進、保護者、地域、関係機関との連携に努める。

### ◆ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階でいじめ防止対策委員会を開催し、情報共有、対応方針の決定、

記録、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援、保護者の協力、警察署等関係機関との連携に努める。

◆ いじめの解消

いじめの解消とは、いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいる、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが要件である。

◆ 教職員等への研修

生徒の心理や行為、行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を計画的に行う。

◆ 中学校区学校・家庭・地域連携事業等の活用

年2回行われる「中学校区学校・家庭・地域連絡協議会」と、「民生委員・児童委員・主任児童委員との情報交換会」にて、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携、協働して取り組む。

◆ 取組の年間計画

4月	・いじめ防止対策委員会 ・職員研修（基本方針等） ・生活アンケート実施 教育相談	10月	・いじめ防止対策委員会 ・YPアセスメント②実施
5月	・いじめ防止対策委員会 ・学校説明会等による保護者向け啓発 ・いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談）	11月	・いじめ防止対策委員会
6月	・いじめ防止対策委員会 ・YPアセスメント①実施 ・学校・家庭・地域連携事業	12月	・いじめ防止対策委員会 ・いじめ解決一斉キャンペーン（のぼり設置、無記名アンケート実施） ・冬休みまでの振り返りの実施 ・個人面談 ・民生委員、児童委員、主任児童委員との情報交換会
7月	・いじめ防止対策委員会 ・夏休みまでの振り返りの実施 ・個人面談 ・民生委員、児童委員、主任児童委員との情報交換会	1月	・いじめ防止対策委員会 ・教育相談（適宜）
8月	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート実施 教育相談 ・横浜こども会議	2月	・いじめ防止対策委員会 ・新入生説明会による保護者向け啓発（SNS・インターネット等） ・学校・家庭・地域連携事業
9月	・いじめ防止対策委員会 ・教育相談	3月	・いじめ防止対策委員会（年間反省含む） ・1年間の振り返りの実施

●上記のほか通年で以下を実施する。

- ・学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめの認知・支援方針の決定
- ・上記計画の他に、状況に応じて教育相談。
- ・校内研修やケース検討。
- ・ネットパトロール及びネットマナー教室

- ・保護者の方へ保護者説明会、学級懇談会等で注意喚起。
- ・リーフレットや資料を活用した啓発活動。

## **4 重大事態への対処**

### ◆ 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### ◆ 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## **5 いじめ防止対策の点検・見直し**

- ◆ 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。